

2%上昇すれば、平均残存期間8年の日銀保有国債（2016年末の残高は約362兆円）の時価は約14%低下し、日銀の損失は約51兆円と巨額になるという。しかしこの議論にも疑問が残る。政府の子会社たる、発券銀行たる日本銀行の損失がそもそも問題なのか、という点はこの際おいておこう。深尾氏が想定しているのは、金利を上げるため、即座に日銀が300兆円規模の売りオペを行う状況なのだが、そんなことは決してあり得ない状況ではなからうか（本人もそんなことをすれば「長期金利が急上昇する可能性がある」という）。それに、日銀が国債を満期まで保有すれば、ほぼ損失はないはずであるし、金利が上がった後に日銀が新しく購入する国債はプラスの金利が得られるようになるのだ。

また最初に説明した「自然利子率」に立ち返れば、もし仮に自然利子率がマイナス2%なら、物価上昇率が2%に上昇しても、名目金利がゼロ水準から劇的に上がる必然性もない。

筆者はここで紹介したような論考を読んで、マイナス金利政策の便益が費用を上回るか、には多少なりとも疑問がある。しかし、「副作用」として指摘されている点の中で、財政や日銀に関して言われていることは、やや「的外れ」か「誇張」ではないかという印象がぬぐえない。

<参考文献>

- 齊藤壽彦（2016）「日本銀行のマイナス金利政策とその影響—副作用を中心として—」『千葉商大論叢』54（1）、1-27
 原田泰（2016）「マイナス金利の政策意図と効果」『企業会計』68（10）、24-31
 深尾光洋（2016）「量的緩和、マイナス金利政策の財政コストと処理方法」『三田商学研究』59（2）、15-30
 福井義高（2016）「マイナス金利は人口減少社会のデフォルトかも」『企業会計』68（10）、32-39
 福田慎一（2016）「マイナス金利のマクロ経済学 なぜ金利をマイナスに下げなのか」『経済セミナー』2016年10-11月号、25-29。

【Reference Review 62-5号の研究動向・全分野から】

中小企業の海外市場開拓

経済学部教授 小林 伸生

産業活動のグローバル化が進展する中で、製造業においても1990年代以後、大企業を中心に生産機能の海外移転が活発化した。それに伴い、国内への企業立地、とりわけ従来コスト優位性を利点として立地の受け皿となっていた地方圏における新規立地が減少し、いわゆる「産業空洞化」の問題が顕在化するようになった。

このことは、大企業との取引関係を重要な存立基盤としていた中小製造業にも多大な影響を及ぼしてきた。従業者規模別に見た付加価値創出力の近年の低下幅は、小規模事業所ほど大きくなっている。2008年～2014年の粗付加価値額の減少割合を工業統計表に基づいてみると、製造業事業者全体では-10.4%であるのに対して、従業者数4～9名の事業所では-30.8%に達する（図参照）。グローバル化の影響は、環境変化に対応して海外展開を行う中堅・大企業以上に、中小企業の事業環境の悪化となって顕著に表れている。

こうした状況を受け、産業政策においても近年、中小企業の海外進出を積極的に後押しする動きが本格化してきた。例えば国際協力機構（JICA）では、2012年から中小企業の海外展開支援を行っている。その中では海外事業に必要な情報収集・事業計画の策定などを行う基礎調査への支援、中小企業の製品・技術などを途上国開発に活用する可能性を検討する案件化調査、さらには現地適合性を高めるための実証・普

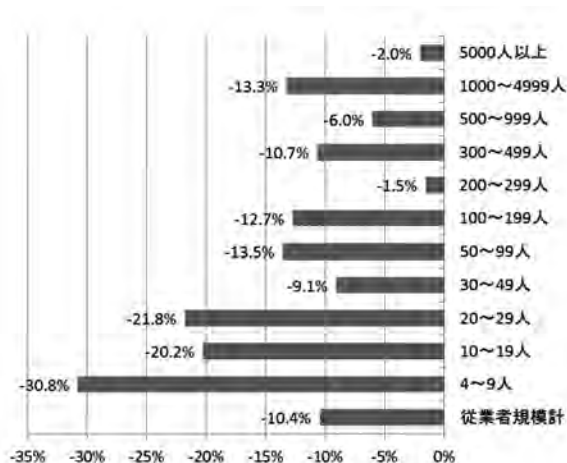


図 製造業事業所の規模別粗付加価値額の変化
(2008年～2014年)

出所『工業統計表』より筆者作成

及などへの促進事業が行われている。『IDJ』2016年12月号では、「真価問われる JICA 支援～高まる中小企業の海外熱～」という特集記事を組み、この5年間の政策実績や、地域、産官学協働の取り組み、さらには今後の課題などに関する政策担当者や有識者の見解を示している。その中では、支援事業が一定の成果を挙げてきたことを評価する一方、橋渡しをする開発コンサルタント等の仲介者へのインセンティブシステムのあり方や、現地ですばしば生じる不測の事態への柔軟な対応などの側面での改善ニーズが示されている。

一方、これらの海外市場開拓支援が、国内企業に対して与えている影響はどうか。丹下英明「輸出に取組む中小企業の現状と課題」(『日本政策金融公庫論集』第33号)は、取引先企業9000社を対象として行ったアンケート調査に基づき、輸出に取組む中小企業の特徴と課題を明らかにしている。それによると、①商社等を介した間接輸出のみならず、直接輸出に着手する中小企業も増えてきている、しかし②直接輸出は輸出開始に向けた取り組みに際しての費用や人材の負担が大きい。③輸出への取り組みは、それを通じた輸出先の法制度・商習慣、輸出先市場の動向などの知識の蓄積をもたらすとともに、企業の評判・イメージの工場や従業員の士気向上、品質管理水準の向上などのプラスの効果をもたらしていることを指摘している。また、児玉直美「大企業と中小企業の生産性格差の推移」(『経済統計研究』第44巻第2号)は、企業活動基本統計調査の製造業企業のデータを用い、生産性および価格に上乘せされた利潤(マークアップ)が、産業別の輸出・輸入浸透度によってどのように異なるかの分析を行っている。そこでは、①輸出浸透度が高い産業においては、浸透度が低い産業の生産性を常に上回り、その差は年々拡大している、②2000年代半ば以降、輸出浸透度が低い産業に属する企業のマークアップがほぼ横ばいで推移しているのに対して、高い産業においては順調に上昇していること等が明らかにされている。これらの発見は、海外進出・市場開拓を活発に行っている産業において、少なくとも同時的には国内の生産・付加価値額も増加するという先行研究と、概ね整合的である。

中小企業の海外進出を支援する政策に関しては、自ら空洞化を後押しするようなことだとして懐疑的な見解もある。しかし、直近の実証研究成果を見る限りにおいては、少なくとも輸出の形態で海外市場の開拓に積極的に取組む中小企業に関しては、国内での事業活動に対してもプラスの影響を及ぼしていると考えられる。

同時に、これらの言わば Win-Win の関係は、海外市場の開拓と並行して、国内における開発・生産機能の不断な向上を伴うがゆえに実現するものであることを、我々は想起すべきである。コスト優位性や市場の旺盛な需要を動機として行われる海外進出は、短期的にはプラスの効果をもたらすが、それは時間の経過と共にブーメラン効果を通じた国内産業への脅威をもたらす可能性も併せ持つ。そうした懸念の払拭には、開発・生産機能の不断の向上を通じた国内拠点の差別化が不可欠な要素である。中小企業の海外進出が積極的に評価される今日、これらの促進は国内拠点の機能強化と車の両輪となって初めてプラスの効果をもたらすことを、改めて想起したい。

【Reference Review 62-5 号の研究動向・全分野から】

日本経済再生のための中小企業会計の役割

商学部教授 菅原 智

日本経済再生と言えば、大企業に対する取り組みなどが注目されることが多いが、実は中小企業の活性化が鍵になると考えられている。総企業数の 99.7% を占める中小企業の影響力は侮れない。近年、その中小企業を活性化するために会計の役割が期待されている。なぜ会計情報を開示することで中小会社を活性化できるというのであろうか？この答えは河崎照行「中小企業会計の普及と活用」（『商学論究（関西学院大学）』2016年、第63巻、第3号）で概説されている。すなわち、会計を積極的に活用し中小企業経営者が自らの経営状況や資金繰りへの説明能力を高めることで、中小企業の経営基盤強化が期待できるというのである。そしてこの目的遂行のための会計ルールとして公表されたのが「中小企業の会計に関する基本要領（以下では「中小要領」という）」である。

「中小要領」には一つ大きな問題が指摘されている。「中小要領」を十分に普及させるため、中小企業庁と全国信用保証協会が協力して実施した「信用保証料率割引制度」に関わる問題である。これは「中小要領」を会計基準として採用し、顧問税理士や会計士に確認書類を提出してもらえれば、信用保証料率を割引く制度である。中小企業にとってはとても助かる制度である。しかし、櫛部幸子「中小企業融資における経営者保証ガイドラインと中小会計要領の意義」（『中小企業会計研究』2016年、第2号）が分析するように、多くの中小企業では、「中小要領」は財務基盤の強化というよりも、保証料割引目的で採用されるケースがほとんどであることが明らかとされている。会社は顧問税理士・会計士に会計を任せ財務諸表を作らせてしまえば、融資時に優遇が受けられるが、当該制度により会計を専門家に任せてしまう風土を中小企業に根付かせてしまうと批判する声もある。結果、中小企業の経営を科学的に精緻化し財務基盤を強化するという「中小要領」本来の趣旨が色褪せてしまうことになる。

ただ、このようなネガティブなケースだけが存在する訳ではない。宗田健一・飛田努「中小会計要領の導入事例研究—味噌・醤油を製造する老舗中小企業 F 社の事例—」（『商経論叢（鹿児島県立短期大学）』2016年、第67巻、第11号）では、鹿児島市のある老舗中小企業が「中小要領」を導入した経緯とその効果を調査し、導入により会計数値による科学的な経営管理を実現していることを明らかとしている。この企業の社長は、顧問税理士に経理等を丸投げすると数値が読める能力が衰えるので可能な限り自社での経理に努めていると述べている。これは中小企業が本来の趣旨に基づき「中小要領」を導入し、専門家とバランスのとれた距離感を保っているグッド・プラクティスであると言える。

上記 F 社は中小企業とはいうものの比較的規模が大きい中小企業である故、会計の自治と実践を実現できたが、より小さい零細企業では予算的・能力的に会計を活用するのは困難であると考えられてきた。し